

医療機能情報提供制度と医療広告規制との比較(第7回資料2)

医療機能情報提供制度	医療広告規制
<p>【制度の開始】 平成19年～(第5次医療法改正により導入)</p>	<p>【規制の開始】 昭和23年～(医療法施行時より規制)</p>
<p>【基本的な考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院、診療所及び助産所に対し、当該病院等の有する医療機能に関する情報について、都道府県知事への報告を義務付け、都道府県知事は報告を受けた情報を住民・患者に対し分かりやすい形で提供することにより、<u>住民・患者による病院等の適切な選択を支援</u>することを目的 ・本制度は、病院等が自らの責任において医療機能情報を都道府県知事に対して報告し、<u>報告を受けた都道府県知事は、基本的にその情報をそのまま公表</u> 	<p>【基本的な考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・患者等の利用者保護の観点から、 <ul style="list-style-type: none"> ①医療は人の生命・身体に関わるサービスであり、不当な広告により受け手側が誘引され、不適当なサービスを受けた場合の被害は、他の分野に比べ著しいこと ②医療は極めて専門性の高いサービスであり、広告の受け手はその文言から提供される実際のサービスの質について事前に判断することが非常に困難であること という考え方に基づき、限定的に認められた事項以外、原則、広告禁止 ・第5次医療法改正の際、こうした基本的な考え方は堅持しつつ、<u>患者等に正確な情報が提供されその選択を支援する観点から、客観性・正確性を確保し得る事項</u>については広告可能とした
<p>【対象項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民・患者が医療機関を選択する際の<u>入口情報として必要と考えられるもの</u>。提供される医療の内容については、<u>医療機関の特徴を見るために適当と考えられる項目</u>(通常医療機関で提供されている項目は省略) ・制度の対象となった項目については、<u>病院等の管理者に対する報告義務</u>を課している 	<p>【広告可能項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・患者の治療選択等に資する情報であることを前提とし、医療の内容等については、<u>客観的な評価が可能であり、かつ事後の検証が可能</u>な事項に限られるもの ・広告可能項目については、<u>広告主が自発的に情報発信</u>